

# 多古町有機農業実施計画

1. 市区町村
多古町
2. 計画対象期間
令和 7年度 ～ 令和 11年度
3. 対象市区町村における有機農業の現状と5年後に目指す目標
<p>ア 有機農業の現状</p> <p>【多古町の現状】</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・有機農業に取り組んでいる面積 31.08ha (水稲3.22ha、施設27.74ha、露地0.12ha)</li><li>・有機農業に取り組んでいる農家数 8名</li></ul> <p>【多古町の課題】</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・有機農業に取り組んでいる農家数、面積が少ない</li></ul> <p>【農業者の課題】</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・栽培技術が確立されていない、栽培技術不足</li><li>・指導者の不足</li><li>・販路の確保</li></ul> <p>【消費者の課題】</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・消費者の購入利便性の向上</li><li>・有機農産物の適正価格に対する理解</li></ul> <p>イ 5年後に目指す目標</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・有機農業の面積拡大(水稲) 令和5年度3.22ha → 令和11年度4.22ha +1ha</li><li>・有機農業の面積拡大(露地) 令和5年度0.12ha → 令和11年度1.12ha +1ha</li><li>・有機農業に取り組む農業者数の増加 令和5年度8名 → 令和11年度13名 +5名</li><li>・学校給食への提供日数 令和5年度0日 → 令和11年度110日(月10日×11ヶ月)</li></ul>
3. 取組内容
<p>ア 有機農業の生産段階の推進の取組</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・農業者への支援 生産技術等の向上を図るため、先進地への視察や栽培技術に関する講習会を開催し、新たに有機農業を始める農業者や、慣行栽培から有機栽培の転換に取り組む農業者を支援する。</li><li>・地域循環型エネルギーを活用した持続可能な農業の推進 有機栽培の圃場を有効活用して行う営農型太陽光発電等の取組を検討し、農業と再生可能エネルギーの共存の可能性を探り、持続可能な農業に取り組む。また、農作物の光合成の過程でCO<sub>2</sub>を吸収して炭素として固定し、更に太陽光発電によりCO<sub>2</sub>排出量が削減されることで脱炭素効果が期待できる。</li></ul>

イ 有機農業で生産された農産物の流通、加工、消費等の取組

・展示会への出展等

販路拡大に向けオーガニックマルシェへの出展、町内イベント(あじさい祭、いきいきフェスタTAKO)での販売会を実施する。「有機栽培相談コーナー」を併せて設置し、有機栽培を始めたい方と有機農産物生産者との交流の場を創出する。

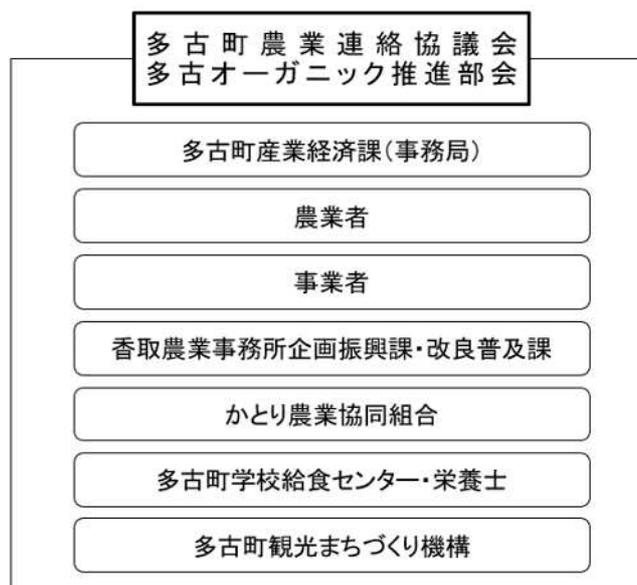
・有機農産物の活用促進

学校給食、配食サービスへ有機農産物を導入する。

町内直売所等に有機農産物・加工品コーナーを設置し、消費者が有機農産物を購入しやすい環境を整える。

4. 取組の推進体制

ア 実施体制図



イ 関係者の役割

・多古町産業経済課

有機農業実施計画の実施に必要な事務・支援

・農業者

生産の取組において、栽培実証等への協力

・事業者

有機農産物の取り扱いに関する協力

・香取農業事務所企画振興課、改良普及課

生産段階における技術指導や情報提供、事業全般にあたっての助言等

・かとり農業協同組合

有機肥料等への助言、生産・流通等へのサポート

・多古町学校給食センター・栄養士

学校給食へ有機農産物導入に向けた取組、食育活動の推進

・多古町観光まちづくり機構

マルシェやイベントへの出展の協力

5. 資金計画
別紙のとおり
6. 本事業以外の関連事業の概要
<ul style="list-style-type: none"> <li>・環境保全型農業直接支払交付金(国庫) 国・県・町連携による環境保全型農業を実施する農業者等への補助。</li> <li>・多古町良質米保持事業補助金 色彩選別機又は農薬散布機の購入に要する経費の一部を補助。</li> <li>・多古町環境負荷低減型農業資材等導入事業補助金 生産活動段階の環境負荷低減及び労働力の省力に資する資材購入費の一部を補助。</li> <li>・多古町農畜産物ブランド化推進事業補助金 多古町農畜産物の新しい魅力を発見し、町のPRを図る特産品の開発事業や魅力発信等に補助金を交付。</li> </ul>
7 みどりの食料システム法に基づく有機農業の推進方針について、
<p>有機農業による栽培面積の拡大と有機農業者の増加を図ることで、みどりの食料システム戦略に掲げられる2050年までに耕地面積に占める有機農業の割合を25%にするという目標にも寄与するものとする。</p>
8 その他(達成状況の評価、取組の周知等)
<p>実施内容の達成状況については、農業者への聞き取りや情報収集により確認する。取組の周知については、町ホームページや広報紙により発信していく。</p>

5 資金計画

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
区分	ア. 有機農業の生産段階の推進の取組 3,370千円				
	イ. 有機農業で生産された農産物の流通、加工、消費等の取組 143千円				

3の取組内容に対応した年度ごとに記載してください